

別添参考資料 1: バイオバンク試料・情報の分譲に係る条件等

1. 試料分譲の実費は、バイオバンク採血血液由来の DNA (7.5 μ g 以上)、血漿 (約 700 μ L) について、それぞれ 1 バイアルあたり 1 万円 (税別) とする。
2. 上記 1. の試料に付随する臨床情報は、性・年齢・当センターにおける主要病名である。追加の臨床情報は、院内がん登録に記載のある項目 3 項目につき 5,000 円 (税別) とする。それ以上の項目については別途協議する。
3. 分譲を受ける研究者等 (以下「研究者等」) は、試料は既知あるいは未知の病原体に感染している可能性があることを承諾していること。分譲試料に起因する研究者等の健康被害に対しては、当センターは補償しない。
4. 試料・情報の収集・保管は慎重を期しているが、取り間違い・混入・様々な要因による品質劣化を伴う一定の可能性があることを研究者等は承諾していること。明らかにバイオバンク側の過失で不適格な試料・情報の提供が行われた場合は、代替する試料・情報に無償で差し替える。しかし不適格な試料・情報のために研究者等が被る損害に対して当センターは補償しない。
5. 試料は着払いで送付するが、国立がん研究センター研究所バイオバンク部門における手渡しも可能である。